平成２３年（フ）第７６５号
札幌市南区石山２条５丁目１番19号
債務者　鈴木みつき（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５号
神奈川県秦野市曽屋739番地の17
債務者　松田みどり
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７５号
神奈川県平塚市諏訪町６番10号　ハイツ六本105号
債務者　雨宮加代子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８０号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目10番地の２　坂野コーポ402号
債務者　奥田　雅彦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０４号
名古屋市千種区北千種１丁目４番７号　コーポ愛宕203号
債務者　須賀　惠子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７２号
愛知県常滑市大野町４丁目98番地
債務者　竹内　弘一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２３号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅３―105
債務者　玉木　智子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２号
愛知県丹羽郡大口町下小口３丁目39番地　サンロイヤルみのり301号
債務者　橋本　孝雄
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０号
三重県松阪市大津町287
債務者　保田　奈央
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４４０号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1092番地の７
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口230番地の６
債務者　小林こと　三浦　美紀（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１７号
兵庫県加古川市平岡町新在家1032番地　茂利多荘２―６号
債務者　猪坂　清美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２１号
兵庫県姫路市北条１丁目250番地　姫路拘置支所、住民票上の住所兵庫県姫路市城北新町２丁目１番３―217号メゾン白鷺
債務者　初田　生恵（旧姓井料・進藤）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市八家1340番地３
債務者　山口　暁志（旧姓江指）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市網干区北新在家179　コンフォート網干北新在家303号、住民票上の住所兵庫県姫路市四郷町見野417番地１　ハピネス見野606号
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１００号
香川県高松市中山町470番地２
債務者　森谷　　正
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８８３号
福岡市中央区舞鶴１丁目２番28号
債務者　吉藤　美喜
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５０号
福岡市博多区冷泉町８番17号
債務者　松丸　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部